

生活相談員の資格要件について

平成 29 年 1 月 1 日

八戸市介護保険課

厚生労働省令等で配置が義務づけられている指定介護老人福祉施設、指定通所介護事業所、指定短期入所者生活介護事業所及び指定特定施設入居者生活介護事業所（※1）等（※2）における生活相談員の資格要件については、以下のとおりとします。

生活相談員資格要件

次の(1)から(4)までの要件のいずれかに該当すること。

- (1) 社会福祉士
- (2) 社会福祉主事任用資格（社会福祉法第 19 条第 1 項の規定による）
- (3) 精神保健福祉士
- (4) その他(1)から(3)までと同等の能力を有すると認められる次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員
 - イ 介護福祉士
 - ウ 社会福祉施設等（※3）で2年以上介護又は相談業務に従事した者

※1 なお、指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において指定通所介護事業所等の他の事業所と同等であることから、同様の資格要件を求めるものである。

※2 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を含む。

※3 「社会福祉施設等」とは、次のいずれかをいう。

- ・ 社会福祉法第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業を行う施設
- ・ 介護保険施設
- ・ 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所
- ・ 指定居宅サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
- ・ 指定地域密着型サービス事業所